

災害時要援護者避難支援プラン (全体計画)



湯川村イメージキャラクター『湯川村ファミリー』

平成22年 1月

湯 川 村

1、目的

災害時要援護者対策は、災害時要援護者の自助及び近隣地域の共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心安全体制を強化することを目的としており、対策を円滑に進めるためにこのプランを定める。

2、対象地域

このプランは、湯川村全域を対象とする。

3、全体計画・個別計画

このプランは、災害時要援護者の避難支援対策の全体像を把握するため、目的や対象とする災害時要援護者の範囲、収集する災害時要援護者情報及び、個人情報取り扱い方針など、災害時要援護者避難支援対策に関する基本的な計画である「全体計画」について定めることとする。

「誰が、誰を、どこに、どのように避難支援する」という具体的な計画である「個別計画」については、全体計画策定後に定めることとする。

4、災害時要援護者の定義及び範囲

災害時要援護者とは、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、具体的には、以下の者（居宅で生活する者に限る）とする。

- ①要援護者等(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条に規定する要介護者及び要支援者)
- ②身体障害者(身体障害者手帳1・2級所持者)
- ③知的障害者(療育手帳A・B所持者)
- ④精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者)
- ⑤一人暮らし高齢者(65歳以上の者)
- ⑥高齢者のみの世帯の者(65歳以上の者)

上記以外の者であっても、実態を踏まえながら村長が避難支援の必要であるも認められる場合は、対象とすることができる。

5、管理する災害時要援護者情報

対象となる災害時要援護者の範囲や災害時要援護者の概数等の全体像を把握する必要があるため、次の情報から抽出した災害時要援護者情報を収集し防災担当及び社会福祉協議会で管理する。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 介護保険被保険者台帳
- (3) 身体障害者手帳所有者情報
- (4) 療育手帳所有者情報
- (5) 精神障害者保健福祉手帳所有者情報
- (6) 高齢者世帯状況調査

6、収集する災害時要援護者情報

- (1) 氏 名
- (2) 性 別
- (3) 生年月日
- (4) 住 所
- (5) 電話番号
- (6) 身体等の状況（介護認定の有無、障害者手帳の有無）

7、個人情報の取り扱い方針

(1) 災害時要援護者情報の収集及び共有の方法

災害時要援護者情報の収集及び共有の方法は、関係機関共有方式とする。但し、平常時において、地域支援団体等に情報を開示することに同意する者は手上げ方式とし、登録申請書に必要事項を記入し、村長に提出するものとする。また、当該記載事項に変更が生じたときも同様とする。

(2) 個人情報保護条例の遵守

平常時において、災害時要援護者の個人情報を収集、目的外利用及び外部提供することについては、湯川村個人情報保護条例第5条、第6条及び第8条第2項第1号、第2号及び第4号の規定を適用する。

緊急時（災害時）、災害時要援護者の個人情報を収集、目的外利用及び外部提供することについては、湯川村個人情報保護条例第8条第2項第3号の規定を適用する。

(3) 守秘義務の確保

(ア) 地域の避難支援団体への災害時要援護者情報の提供

地域の避難支援団体（以下「支援団体」という。）へ災害時要援護者情報を提供する場合は、個人情報の取り扱いについて記載した協定書を取り交わし、守秘義務を確保することとする。

尚、支援団体は次のとおりとする。

- ①湯川村社会福祉協議会
- ②湯川村民生委員協議会
- ③湯川村消防団
- ④各地区等、その他、自主防災組織等必要と認められる団体

(イ) 保有者及び利用方法

支援団体における情報の保有者及び情報の利用方法は、以下のとおりとする。

支援団体	保有者	利 用 方 法	
		平常時	緊急時
湯川村社会福祉協議会	会長	災害時の対処方法等について、打ち合わせを行なう等、災害時要援護者への支援の強化	災害時要援護者への情報提供
湯川村民生委員協議会	会長		災害時要援護者の避難支援・誘導
湯川村消防団	団長		災害時要援護者の安否確認
各地区等、その他自主防災組織	区長等		

(ウ) 緊急時の定義

本村では、風水害等により人的被害が発生する可能性が高まったと判断する地区に対して、避難に関する情報を提供し、通常行動の出来るものは避難準備、災害時要援護者等は避難行動を開始するよう周知する。

そこで、湯川村が避難に関する情報の提供を行なった時点で、対象地区において、湯川村個人情報保護条例第8条第2項第3号「人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき」に該当する事態となったものとする。

8、災害時要援護者台帳及び登録台帳（個別計画）の作成・共有・管理の流れ

(1) 対象者の把握

一元管理する、災害時要援護者情報を元に、対象者を全村で一括リストアップする（以下「災害時要援護者台帳」という）。

(2) 平常時の場合

①災害時要援護者登録制度の広報・周知

広報誌、ホームページ等により災害時要援護者登録制度の周知を図る。

②登録台帳（個別計画）の作成・共有・管理

災害時要援護者台帳から登録を希望する者を抽出し、登録台帳(個別計画)を作成し、協定書を取り交わした支援団体に提供する。

支援団体は、登録台帳を破棄または紛失することのないように適切に管理するとともに、登録台帳の更新などの際に、村から登録台帳の変換を求められた場合は、速やかに返還するものとする。

(3) 緊急時（災害時）の場合

湯川村個人情報保護条例第8条第2項第3号により災害時要援護者台帳を、個人情報の取り扱いについて記した協定書を取り交わした支援団体に提供する。

支援団体は、災害が収束した段階において、速やかに災害時要援護者台帳を返却する。

9、災害時要援護者台帳及び登録台帳の追加・更新等

原則として、年1回は災害時要援護者台帳及び登録台帳の追加・更新等を行なうとともに適宜、関係者の届出により最新の情報に更新する。